

東京都 宿泊税の見直しに関する意見交換（第1回）

日時：令和7年8月7日（木）9：55～11：27

場所：東京都庁第一本庁舎北側 33 階特別会議室 N6
(TEAMS リモート会議を併用)

《9:55 開会》

【小倉税制担当課長】

定刻よりも少々お早い時間ではございますが、本日まで参加いただく先生方、皆様お揃いですので、東京都主税局「宿泊税の見直しに関する意見交換」、これより始めます。

まず初めに、主税局長の武田より、本日まで参加の皆様にご挨拶申し上げます。

【武田主税局長】

おはようございます。日頃から東京都の税務行政に対しまして、ご理解ご協力を賜りまして、まず厚く御礼を申し上げます。

本日も忙しい中になりますが、「宿泊税の見直しに関する意見交換」ということでセットさせていただきました。お集まりを頂きまして誠にありがとうございます。

今回、皆様方からご意見を伺いたい都の宿泊税ですが、平成 14 年に都が全国に先駆けて開始した法定外目的税というものです。制度創設から 20 年以上という時間が経過していますので、都内の宿泊などをめぐる状況が大きく変化をしている中、私どもといたしましては、年内の見直しに向けて検討を進めているところです。

今後の内容をより一層深めていくということで、税制のみならず観光をご専門になさっている先生方、さらには宿泊税について様々な発信をなさっていらっしゃる経済同友会様にもお越しいただいています。

忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【小倉税制担当課長】

ここで、会場にお越しの報道陣の皆様にご連絡です。ムービー撮影の皆様におかれましては、事前案内のとおり、お手数ですがこちらでご退出をお願いします。ペン記者の皆様につきましては、そのまま取材を続けていただけます。ご協力をお願いいたします。

次に、本日まで出席いただいている有識者の皆様をご紹介します。

立教大学経済学部特別専任教授 池上 岳彦様。

株式会社日本総合研究所調査部主任研究員 高坂 晶子様。

亜細亜大学経済学部教授 小林 航様。

國學院大學観光まちづくり学部教授 塩谷 英生様。

大東文化大学社会学部教授 塚本 正文様。

東京女子大学現代教養学部教授 矢ヶ崎 紀子様。

公益社団法人経済同友会政策調査部部長 藤井 大樹様。

同じくプログラムオフィサー 翠川 裕子様。

以上の皆様です。本日はどうぞよろしくお願いします。

今回の宿泊税の見直しに関する意見交換は、特定の方向性で取りまとめ等を行うものではなく、本日より後日開催する各回で頂いた様々なご意見について、それぞれ東京都で検討を行った上で、宿泊税の見直しにあたり適宜活用させていただくことを目的としています。

また、本日頂いたご意見および本日録画につきましては、事前にご了承頂いた上で、見直しの素案において掲載等させていただく可能性がありますこと、ご理解いただければ幸いです。

次に、皆様からご意見を頂戴するにあたり、東京都より宿泊税の現状や都内観光の状況を説明いたします。

資料1「宿泊税の見直しに関する意見交換」をご覧ください。リモート参加の先生方は、事前にお送りしています資料データ、または Teams 上の共有画面を適宜ご覧ください。

まず都内観光の状況についてです。

2 ページをご覧ください。コロナ禍で大幅な減少となった訪日旅行者は回復基調にあり、中でも 2024 年の外国人旅行者数は約 2,500 万人とコロナ前を上回り、過去最高記録を更新しています。

3 ページをご覧ください。都内延べ宿泊者数についてです。2024 年には 1 億 1,000 万人を超え、コロナ前を上回る水準となっています。また、内訳を見ますと、都外の方が 8 割を超えているほか、全体の 5 割が外国人の旅行者の方となっています。

4 ページをご覧ください。都内観光消費額についてです。コロナ前を超える水準まで回復しており、日本人・外国人合計で 9 兆円を超える規模となっています。

5 ページをご覧ください。宿泊料金に係る消費者物価指数の推移です。全国の消

費者物価指数は、宿泊税が施行された 2002 年を 100 とした場合、2024 年で 1.4 倍を超える水準となっており、特にコロナ後に急速に上昇している状況があります。

次ページより、都における宿泊税の課税状況について説明します。

7 ページをご覧ください。東京都の宿泊税の制度概要です。都の宿泊税は観光振興施策の財源を確保するため、平成 14 年より施行されている法定外目的税であり、都内の旅館・ホテルの宿泊者の皆様に対して、1 人 1 泊あたり 1 万円以上 1 万 5000 円未満の場合に 100 円、1 万 5000 円以上の宿泊に 200 円を、それぞれ課税しています。旅館・ホテルの事業者の皆様は税を徴収いただき、都に申告納入いただく特別徴収制度を採用しています。

8 ページをご覧ください。宿泊税の年度別の税収です。制度創設以降、コロナ前までは概ね 10 億円台から 20 億円台で税収が推移していました。2020 年以降、コロナ禍の影響などもあり税収が急減しています。一方、先ほどご説明いたしました都内観光の回復とともに、足元の税収が伸びを見せており、2024 年の決算見込額は 64 億円、本年度当初予算における税収は 69 億円を見込んでいます。

9 ページをご覧ください。宿泊税の申告データより、税率区分ごとの人数をまとめたものです。コロナ前までは濃い青の折れ線グラフにありますように、宿泊料金 1 万 5,000 円以上、税率にして 200 円の区分の人数は全体の 4 割程度で推移していましたが、近年では 5 割前後まで上昇する見込みとなっています。

10 ページをご覧ください。申告実績より、課税免除も含めた宿泊人数の割合を示したグラフとなっています。暖色の課税免除の割合をご覧くださいと、記録が残る 2012 年以降、概ね 7 割前後で推移しています。2023 年の実績値では 6 割、2024 年及び 2025 年は推計による参考値となりますが、5 割程度となる見込みで、課税となる方の割合が徐々に増えている状況にあります。

次ページ以降は、使途についてです。

12 ページをご覧ください。都では、世界最高の観光都市の実現に向けて、東京の魅力の磨き上げや持続可能な観光の推進、観光 DX の加速など幅広く施策を展開しており、宿泊税はこれらの施策の財源として全額が活用されています。

13 ページをご覧ください。観光施策のうち、観光産業振興費と宿泊税の税収の推移を示しています。制度創設から長らく、宿泊税収は観光産業振興費の 5 割から 6 割程度にあたる規模となっていました。近年では両者の間に乖離が生じている状況となっており、観光施策の財源として普通税を用いる割合が上昇しています。

次ページ以降は他自治体における宿泊税の状況です。

15 ページをご覧ください。全国の法定外税の状況ですが、宿泊税は全国 12 団体で施行されており、施行待ちとなっている団体も含めると 35 団体で実際に導入がされているという状況になっており、法定外税としては現在最も多くの団体で導入さ

れている税となっています。

16 ページをご覧ください。法定外税は各自治体において、地域の状況等に応じて課税方式、税率などが採用されており、都よりも高い税率で段階式定額制を採用されている団体や、定率制を採用する団体、一律定額の団体など、様々な方式が存在している現状があります。

続きまして、資料2「令和6年度宿泊実態に関するアンケート調査」について概略を説明します。お手元の資料「令和6年度宿泊実態に関するアンケート調査」をご覧ください。リモート参加の先生方におかれましては、先ほどと同様資料データまたは共有画面の方をご覧ください。

このアンケートは昨年10月から12月にかけて、都内の旅館、ホテル、簡易宿所、民泊のうち、連絡先を把握できた事業者様4,100者に対して実施させて頂いたもので、434者からご回答いただきました。

2 ページをご覧ください。経営上の課題について伺ったところ、人手不足、施設の老朽化、収益性の向上等が回答の上位となっています。次に、東京の観光産業の成長のために必要な取組についても伺いました。観光まちづくり、バリアフリー化などの環境整備、人材確保支援やDXなどの経営力強化などが回答の上位となっています。

3 ページをご覧ください。価格帯別の延べ宿泊者数についてです。ホテル・旅館は1人1泊1万円未満が3割弱となっている一方で、3万円、5万円といった比較的高価格な宿泊も一定数あるとの結果となっています。また、簡易宿所・民泊については、1万円未満が9割となっています。

4 ページをご覧ください。宿泊料金の推移です。コロナ禍前と比較して料金が高くなったとの回答は6割となっており、5年後、10年後の料金については高水準を維持、または高くなるとの回答が6割から7割となっています。また、コロナ前後の価格推移といたしましては、右グラフにもあるとおり上昇傾向となっていて、ホテル・旅館の最高価格料金は5万円から6万2,000円と2割上昇。最低価格は平均で1万円を超える結果となっています。また、簡易宿所、民泊につきましては最高価格が平均で1万3,000円を超える結果となっています。

5 ページをご覧ください。宿泊税の特別徴収実務についてです。宿泊税の納入申告書等の作成に際し、集計作業等が発生するとのご回答が約8割となっています。また、宿泊税の徴収タイミングについては、宿泊施設現地での徴収が約6割となっていました。

6 ページをご覧ください。簡易宿所・民泊の皆様は、仮に宿泊税の徴収業務を行うこととなった場合の影響等についてお伺いをしています。4割の方が1万円以上

の料金設定がないため影響がないとお答えになった一方で、宿泊者への説明や徴収について課題感をお持ちであるとのことご回答もいただいています。

時間に限りがございますため、資料1、2ともにその他の資料につきまして説明は割愛させていただきますが、参加者の皆様におかれましては、事前にご説明を差し上げていますので、こちらの資料も含めましてのご意見を伺えればと存じます。

東京都からのご説明は以上となります。

次に、本日、かねてより宿泊税や観光政策に関して広い視点から政策提言を公表されていらっしゃる経済同友会様をお招きしています。本日の意見交換における視点の一つとしてご紹介いただきたいと思います。

ご説明いただきますのは経済同友会、翠川様です。どうぞよろしくお願いいたします。

【経済同友会 翠川プログラムオフィサー】

ありがとうございます。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。私から、資料3に基づきましてご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。経済同友会では、2023年度より観光戦略委員会の中で議論を重ね、昨年の3月に提言「自立した地域の観光経営の実現に向けた宿泊税の拡大と活用」を公表いたしました。本日はこの提言内から、今回の東京都における宿泊税の見直しに関する議論を中心に説明をさせていただきます。

まず、当会における議論の背景を説明します。コロナ禍の終息に伴い、観光客数が顕著に回復していますが、その中で観光産業は日本経済において欠かすことができない重要分野、かつ、政府の成長戦略の中でも大きな期待が寄せられている産業です。その一方で、観光地が直面する課題は多岐にわたり、引き続き観光客の獲得が必要な地域もあれば、観光客の増加による住民生活が深刻な影響を受けるオーバーツーリズム問題が社会的な課題となっている地域も存在しています。

今後、我が国の観光産業が持続的な発展を遂げるには、補助金を中心とした観光地経営から脱却し、それぞれの地域が地域間競争に勝ち残るために創意工夫を重ね取り組む主体性が求められていると考えています。その原点は、必要な財源を自ら獲得し、より効果的に活用する努力です。各地域における課題に即した政策が必要という観光振興の転換点に立っていると考え、必要な財源を各地域が自ら獲得する手段の一つとして、観光地の受益者負担による特定財源である宿泊税の拡大・活用を提言しました。

2ページをご覧ください。観光産業の振興にあたっては、製造業などの一般的な産業とは異なる構造的な特徴を有していると考えています。その特徴に考慮した取

組が必要というところで、3つの特徴を整理しました。

まず1つ目の特徴は、装置産業であるという側面です。宿泊、地域交通、観光施設といったインフラのキャパシティによって供給量が制約されています。対人サービス業でありながらも、持続的な成長には、戦略的観点からも基礎的なインフラを維持・充実させるための継続的な投資が必要であるという点です。

2つ目の特徴は、観光地の競争力はエリア全体の魅力と他地域との差別化によって支えられている点です。そのため、民間事業者だけによる投資では成長に限界があり、官民一体となった積極的な投資が必要であると考えています。

最後に3つ目は、公的機関による対応が必要な点です。例えば、観光客の急激な増加による住民の安定的な生活が損なわれるオーバーツーリズム問題の対応であったり、文化財の保護、自然環境の保護・保全、自然災害発生時の対応などには、公的な対策が不可欠です。しかし、日本国内ではこうした観光産業を支える分野への公的投資が不足しており、深刻な課題が山積みになっている状況です。

3ページをご覧ください。近年、観光庁による各種取組に対する予算は増加傾向にあります。これらを活用するだけでなく、今まで以上に各自治体が創意工夫を重ね、自立した産業としての観光振興策に取り組む必要があると我々は考えています。さらに、地域における経済活力の維持・向上を図るためには、交流人口や関係人口の拡大による外需の取込みを通じた消費の拡大が必要不可欠です。

その一方で、多くの地方自治体では歳出の大半を義務的経費が占めており、一般財源といえども自由な裁量を発揮することは難しい状況にあると考えています。特に観光産業は、地域住民が直接的なメリットを享受しにくいいため、一般財源で積極的な投資の財源を確保することが難しいのではないかと考えています。これらの状況を踏まえ、受益者負担の原則のもと、各自治体における観光振興への投資を加速させるためには、宿泊税の導入が有効な手段であると考えます。

現在の制度上、宿泊税は法定外目的税に位置づけられていますが、我々の提言の中では、地方税法上の法定目的税に位置づけることが望ましいと言及しています。

次に4ページ、提言のポイントを紹介します。大きく4つに分類をさせていただきました。

まず1つ目が普遍性の観点です。現在、地域の独自財源である地方税の中で、主に観光客による負担が想定されているのは入域税、入湯税、宿泊税とありますが、入域税、入湯税に関しては、導入できる地域の条件が限られていることから宿泊税が望ましいのではないかと考えています。

2つ目は公平性の観点です。入域税の課税対象は、入退域行為という地域住民も行うものに対して、宿泊税に関しては宿泊行為、主に観光客が行う行為というところであることから、地域住民が対象になることは相対的に少なく、対象となる宿泊

客の特定が容易です。そして宿泊事業者による特別徴収と納付が可能であるといった点から、公平性の観点でも優れていると考えています。

3つ目は、先ほど東京都からも説明のあったとおり、すでに12の自治体、そして20以上の自治体が宿泊税の導入を検討しており、導入に伴って懸念される利用者の減少や徴税をめぐる混乱というものは少ないと言えるのではないのでしょうか。

また、世界有数の観光地でも既に導入をされており、インバウンドのお客様にも一定の認知があるのではないかとこのころです。こういった国内外の実績を踏まえれば、宿泊税は多くの自治体で技術的にも実行可能な形式であると考えています。

また、先ほどお話しいたしましたとおり、2021年段階で8つの自治体で、宿泊税の税収は51億円に達しており、今後のインバウンド、旅行客数の増加を考えれば、今までより一層の税収が期待できるということが挙げられています。

5ページをご覧ください。現在、日本国内で導入されている宿泊税は、北海道の倶知安町を除き、全てが定額制を採用しています。その一方で、海外ではアメリカのフロリダ州、ハワイ州といった多くの国と地域で定率制が導入されていることと比較すると、日本国内の税額水準は低いと言わざるを得ません。定額制のままでは、課税額が切り替わる前後の料金形成に影響を及ぼすおそれもあり、またダイナミックプライシングといった価格の設定時には顧客の混乱を招く可能性があると考えています。定率制を導入する際の税額としては、国内外の事例を鑑み大きな負担にならないようにということで、我々としては宿泊料金の3～5%程度が適正であると考えています。

また、宿泊税の徴収には特別徴収義務者による協力が不可欠であり、システム導入費や改修費用の一部補助といった検討も必要であると考えています。

最後は6ページ目のポイントとして、時々の観光産業を取り巻く現状を踏まえた上で、各自治体を実施すべき取組は多岐にわたり、ニーズも刻々と変化していくのではないかと考えています。そのためには、ニーズと効果を踏まえた上で、客観性、透明性を持ってPDCAサイクルを機能させていくことが重要であると考えています。

課税の前提として、以下4点を盛り込んだ持続可能な観光産業の実現に向けた戦略の制定を義務付けるべきであると提言の中では言及しています。

まず1つ目は、宿泊税が観光振興戦略の中にどのような位置づけで取り扱うかというところを明記する必要がある。そして、その方針を開示する必要があるというところを述べています。

また、宿泊税の円滑な徴収と効果的な活用には、宿泊事業者だけではなく交通や飲食などの観光産業に関わる事業者や地域住民など幅広い関係者の理解と協力が必

要であると考えています。そのため、各自治体が宿泊税の徴収に関する条例、そして観光振興戦略を定めるにあたっては、多様なステークホルダーが参画する協議会を設置して、丁寧な意見交換を重ね、理解醸成に努めるべきと考えています。

3つ目は、宿泊事業者をはじめとするステークホルダーの理解を得るためには、受益者負担である宿泊税の導入・活用により、観光産業が持続的発展に値する取組が進むことをわかりやすく提示することが必要であると考えています。そのため、使途の見える化、そして透明性の担保のために、各年度の具体的使途を広く公開することを求めます。

4つ目といたしましては、定期的な見直しと効果検証の徹底というところで、宿泊税を活用する各種施策の目的に照らした費用対効果の検証だったり、より良い政策に取り組むために、PDCA サイクルの徹底や定期的な見直し、効果検証の実施を条例で定めるべきであると考えています。

提言の紹介は以上で、経済同友会としての取組体制を紹介させていただきます。

2023 年度の活動の取りまとめとして、昨年 3 月に宿泊税に関する本提言を公表いたしました。その提言のフォローアップ活動といたしまして、本年 2 月には各自治体の皆様や観光事業者約 200 名の方をお招きしてシンポジウムを開催しています。

実際の提言の取りまとめにあたっては、森トラストの伊達社長とアソビューの山野社長、そして副委員長の皆様、委員の皆様を中心にこの提言を取りまとめた形になっています。以上です。

【小倉税制担当課長】

翠川様、ありがとうございました。

ここからは、ご参加いただいています有識者の皆様から、論点ごとにご意見をいただければと思います。

大変恐縮ですが、本日時間に限りもありますことから、論点ごとにお一人様 2 ～ 3 分程度を上限といたしましてご意見を賜りたく、ご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。

まず、都の観光の状況と宿泊税の使途についてです。

コロナを乗り越えまして、東京を訪れる観光客は急回復を遂げています。都としても、観光振興に向けた施策を継続的に展開していくためには宿泊税により財源を安定的に確保していくことが重要であると考えています。

また、宿泊税の充当対象につきましては、地域特性なども踏まえまして、各自治体でさまざまな考え方が採用されています。これらの、東京の観光の状況や宿泊税

の使途につきまして、参加者の名簿の順にご意見いただければと思います。

まず池上先生、いかがでしょうか。

【池上先生】

観光の状況について、私は観光業を特別に研究しているわけではないので、あまり詳しくは触れないのですが、宿泊税の使途について東京都の条例を見ますと、「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」と書かれていて、条例の上では狭い意味での観光振興施策に限られないという読み方もできるわけです。

具体的には各年度の予算編成で決まると思うのですが、先ほどご紹介頂いた、「世界最高の観光都市・東京」というスライドありました。確かに観光客あるいは観光を考えている方々に向けた施策という面もありますが、実際には観光客ではない、いわゆる都民あるいは都内で働いている人たちについても全くベネフィットがないということもないので、そうするとやはり宿泊税以外の財源、いわゆる普通税も財源の中に含まれてくることもあると思います。

そういう意味では、使い道について、もちろん観光を主たるターゲットにして使われるので、都市の魅力を高めるということがどれだけ観光に限られるのかを考えなければいけないと思います。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございます。続きまして高坂先生、いかがでしょうか。

【高坂先生】

資料拝見しますと、当初、宿泊税は観光振興費の約半分ぐらいをカバーしていたということですが、オリンピック等もあり観光振興費が大幅に増えて、宿泊税でカバーできる範囲が小さくなっている現状を踏まえて、見直しの時期として適当ではないかということがまず前提としてあるのではないかと思います。

観光は裾野が大変広いので、振興策も広範であり、使途についてここで一概に申し上げるのは難しいのですが、他の宿泊税を導入している自治体と比べて、例えばオーバーツーリズム対策のような焦眉の急というテーマについては、都の場合は比較的比率が低く、緊急ではないのかなということを考えると、かなり幅広い使途に投入できると言えるかと思います。

ただ、これが広範に過ぎて、果たして観光に資するものなのか、あるいは都民の利益になるのかというような点から、放縱に使われてしまうということはあってはならないと思いますので、使途についての情報開示や効果測定は非常に重要だと思います。

す。

それから当面の課題として、オーバーツーリズムが都全体としての問題ではないという認識を申し上げたが、例えばゴミ処理であるとか騒音というようなことで非常に悩まされておられる観光スポットもあることもまた事実ですし、そういう問題について、今ご苦勞されているのは都というよりむしろ市区町村ではないかと思うので、市区町村との間の意見交換の場を設けて、市区町村のニーズを吸い上げて対応をとっていくということも考えられるかと思います。

たとえば 23 区内ではゴミ処理は区の担当ですが、収集や処理に相当のコストがかかっている場合もありますし、ゴミ投棄について住民の不満が高まっていることもあります。こうした経費について都から直接的に補填をどうこうということではなくて、例えばゴミの量が増えると自動的に圧縮したり、回収を促す機能を持つスマートゴミ箱というような新しい製品が登場している中で、都がゴミといった身近な問題について、その問題が起きている観光スポットに、新しい装置、新しい仕組みを導入する支援をする。そういう使途に宿泊税を充てるとということも考えられるかと思います。私からは以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。続きまして小林先生、お願いいたします。

【小林先生】

既にお話あったように、あるいは同友会さんの提言の中で明確に言われてましたが、宿泊税の課税根拠は基本的に受益者負担・応益負担がよく挙げられますが、一方で、オーバーツーリズム対策、今スマートゴミ箱の話もありましたが、そういうところに財政需要があるということであれば、そのような財政需要の原因を作った人に負担してもらうという意味での原因者負担という観点からも宿泊税は正当化され、課税根拠としては良いのではないかということが言われています。

そういう意味で、受益者負担と原因者負担のどちらにしても、使途については、納税者に対して明確な説明責任が必要だということになります。実態としては、先ほどからあるように、観光産業振興費が宿泊税収を大幅に上回っている状態なので、それで見直しもあり得るのではないかと、必要ではないかという話になっているわけですが、どう見直すのかというような話になった時に、令和 7 年度予算で言えば、宿泊税収が 69 億円と予想されているのに対して 306 億円。この資料 1 の 13 ページのところで、税収が 69 億円に対して経費が 306 億円ということで、割合に直せば 20 数パーセントぐらいになっているわけですね。

そういう意味で、説明責任を果たしてくださいと言った時に全額宿泊税は観光振興

に使われていますという説明は成り立つわけですが、ただ疑問が出てくると。納税者の立場からすると、じゃあ宿泊税は我々取られているけれども、20%しか充てられていないんだとすると、宿泊税がなくてもこの事業ができるんじゃないかということが言われる可能性が多くある。

一方で、逆に都民の側からした時に、この財政需要に対しての受益者なり原因者から負担を求めるという宿泊税があるのに、一般都民税をなぜ8割も入れてるんだという疑問も十分に成り立ち得ると。

池上先生からもあったように、普通税を一定程度入れること自体は問題ないわけですが、じゃあこの事業に対してどれくらいの割合で宿泊税を使うのが本来あるべき姿なのかということ、財源構成についてもやっぱり本来は説明責任を問われるかと思えます。

理想としては、事業ごと、施策ごと、あるいは分野ごとにでもいいんですが、あるべき宿泊税の充当率みたいなものを算出するというで、それを一つ根拠にしてやっていくというのがあるべき姿ではないかと思えます。

実際には一つ一つの事業についてやるのは難しいと思いますので、代表的な施策について算出して、報告書のような文章を作成して、さらにそれをわかりやすく可視化したパンフレットみたいなものを作って、宿泊施設に置いてもらうというようなことをやっていく必要があるかなと思います。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。続いて塩谷先生、お願いいたします。

【塩谷先生】

まず観光の状況についてですが、ご存知のようにコロナ禍で非常にインバウンド市場が縮小して、国内旅行市場も縮小するという中で、税収も減っていくという流れがあったと思いますが、コロナ禍からの回復ということで言うと、いち早く国際航空路線が戻ってきたのが成田空港と羽田空港で、東京圏へのインバウンドがいち早く回復していったという流れがあったかと思えます。

それが少しオーバーフローするような形で、円安ということでインバウンド客の伸びが急速だったということもあって、それから円安によるコストプッシュの部分、それとインバウンド需要が伸びたというデマンドプルの部分で、宿泊の単価が非常に高くなったと。既にご説明のあったとおり、それによって今の定額制二段階の税率での対応ができなくなっている状況が今あると。そういうことも踏まえて見直しをする必要があるということ。

もう一つはオーバーツーリズムという、あんまりこの言葉好きじゃないんですけど

も、インバウンド客が非常に増えていて、その比率が宿泊施設では5割を超えるようなものが多いという状況の中で、やはりインバウンド客に対しての対応が必要になってきているということかと思います。

もちろんインバウンド客だけではなく日本人客も戻ってきています。先ほど経済同友会さんがお話になったように、文化財であったり自然環境、アメニティみたいなところを保全していくということに、よりお金をかける必要が出てきていると。

それから防災とか医療、衛生面ですね、ゴミとかトイレとかによりお金が必要になってきていると。これについては、これを使途にすることについては旅行者にとっても納得性が高いと考えています。

事業者についてどうか、は気になるところだったんですが、アンケートによると、観光まちづくりにお金を使うというところですね。それから2番目も、快適な観光実現のための環境整備というところですね。事業者にとっても、こうした分野を使途にすることについては納得性が得られているという状況なのかなと考えています。とりあえず以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございます。それでは塚本先生、お願いいたします。

【塚本先生】

他の先生方がおっしゃるように、コロナ禍以降、都内の来訪客も非常に増えており、宿泊料金も、宿泊税が東京都に導入された時に比べて1.4倍以上増えているという説明がありました。現状、使い道としては、都の条例にあるように、国際都市に向けたもの、それから観光振興に向けたものが今使われているようですが、他にも、日本は災害が多い国なので、観光者の方が慣れない東京で、救急支援とか避難誘導していただくなど、安全対策がこれからあってもいいのかなと思います。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。続きまして矢ヶ崎先生、お願いいたします。

【矢ヶ崎先生】

まず東京都の観光の状況ですが、先ほど塩谷先生がご解説くださったとおりだと思います。これに加えて、東京都が宿命的に持っている観光の特徴として、いつでも初めて来る人が大半であるということだと思います。大体海外旅行も皆様方行く時そうだと思いますが、首都・古都・商都といったような非常に人気のある、いわゆる日本で言うとゴールデンルートですよね。そういうところを回りがちな人たちが、やはりい

つも一定割合いて、その方々はいつも東京には来るといふ状況。ですから、初めて日本に來ている外国人旅行者、あるいは地方からの旅行者がたくさんいるという状況を想定して、物事を考えなければいけないということが一つあると思います。

宿泊税の使途については、まずもって東京都の観光戦略に基づいた使途になっているところでは非常によいかなと思います。その中でも、少しこれから工夫していかなければいけないかなと思っているのは、ご指摘あるように、受益者負担という観点からは、例えば宿泊税を支払う旅行者本人にもある程度メリットが実感できるものが望ましいということがありますが、例えば将来の誘客に向けた観光プロモーションは自分とは関係ないのではないのでしょうかということと言われがちなので、こういった将来の誘客に資するプロモーションに関しては、宿泊税を充てるかどうかということとはちゃんと議論して結果を出しておく必要があると思います。

また、災害の発災時に的確な情報を入手できるとか、救急医療のことについては宿泊者が東京都に滞在中に必ずしも絶対受益できるとは限りませんが、受益できる機会が保証されている、躊躇なく利用できるという状況にあるということだけでも安心ということで、非常に歓迎される施策だろうと思います。いずれにしても、使途については、明確な方針と、実際にどのように使われているのかという透明性が確保されていることが大事だと思います。

また一方で、宿泊税を代理徴収する宿泊事業者の方々のアンケート結果にもありましたが、バリアフリー等のまちづくりに使ったらいいなとか、そういう要望が大事にされる必要があると思います。宿泊事業者の方々が望むことと地域が裨益するところが重なる部分については、支援してもいいのではないかなと思います。

最後に、今、宿泊税が、観光産業振興費に占める割合ですけれども、若干もう少し上がってもいいかなとは思いますが、どの事業に宿泊税を充てるのかということについては、これは一度整理整頓して、きちんと議論をする必要があると思います。この事業については宿泊税を充当することが望ましい、あるいはこの事業については国の補助金を使ってこういう風にやることが望ましいといったことを、主な事業について検討しながら予算を組んでいるという自治体が既にありますので、そういったところも全部は難しいかもしれませんが、東京都でもお考えになったらいいかと思っています。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございます。それでは経済同友会様、よろしくお願いいたします。

【経済同友会 藤井部長】

まず東京都の観光の状況ですけれども、既に資料で示されているとおり、順調にコ

ロナからの回復を遂げて増加傾向にあることは間違いないと思います。

一方で、これから先の東京を考えた時には、一層の発展が必要であることも事実かと思っております。観光産業の発展はこれからも精力的に取り組んでいかなければならない産業振興施策の一つであると思います。そうした時に、冒頭の説明で申し上げたとおり、観光産業がどうしてもインフラのキャパシティ、の供給力による制約を受けることを考えると、やはり投資を継続的に行っていく努力が必要だと思います。

その際に、既にお話にも出ていますとおり、住民の方に直接的にメリットを享受する比率の少ない事業に、一般の住民が納められている税や一般財源を充てるということについては、なかなか住民の直接的な理解が得にくいものと考えますので、やはり宿泊税による観光振興予算への充当割合を高めていくことは大きな方向性として必要ではないかと思えます。

では具体的にどういう施策が望ましいのかということですが、これは日々刻々と変わっていくものだと認識しています。既にご指摘もありましたとおり、おそらく今の状況では、東京都内で社会問題化するほどのオーバーツーリズムが生じていないという認識であれば、観光プロモーション等誘客に力を注ぐべきということもあろうかと思いますが、これから例えば3年後、5年後に、観光客がさらに大幅に増えた時には誘客よりもオーバーツーリズムへの対策が必要になってくるだろうということも十分考えられます。

従って、私どもとしては、一番のポイントは、どういうふうに使っていくのかということについて、決め方を決める。公平に議論ができ、判断ができるような決め方を決めることが大事だと思います。先ほど、私どもの提言の中で、観光振興戦略を考えるべきであるとか、ステークホルダーの協力を得るために、情報開示を積極的に進めるべきだということころは、そういった発想です。

最後に、既にお話もありましたとおり、宿泊税を財源とした各種の設備投資によって一般の住民の方がメリットを享受するということも当然考えられます。例えば、観光客が多くいるということで歩きにくいところであれば、歩道の拡幅みたいなことは当然のことながら地域の住民も大きなメリットを享受することになります。

従って、観光客以外の方、住民にこういったインフラ整備が宿泊税によって行われたということを広く発信していくことは、短期的な理解を求めるだけではなくて、東京都がこれから国際観光都市として羽ばたいていく時に、全ての住民が観光客がいることによって我々の生活が良くなる、地域が良くなるということを実感していくことになり、おもてなしの基礎となるといった考え方につながってくると思います。宿泊税だから観光客に情報発信すればいいではなくて、地域の住民にも広く宿泊税について伝えていく努力が必要なのかなと思います。私どもの説明は以上です。

【小倉税制担当課長】

藤井様、ありがとうございました。

それでは、次の論点に移ります。課税方式と負担水準についてです。

宿泊税は各自治体で定額制、定率制といった方式が採用されています。都の現行制度は、定額制で税率は100円、また200円となっています。一方、他自治体では定額制で1万円、定率制による課税負担などの負担方式が設定されている例もあります。

課税方式や負担水準について、都に望ましい方式など、それぞれご意見を頂戴できればと思います。

それではまず池上先生、よろしくお願いいたします。

【池上先生】

定額制と定率制、それぞれにメリットがあると思います。

まず課税の根拠を応益課税つまり受益者負担に求める場合、あるいはオーバーツーリズムに対する原因者負担に求める場合、どちらの場合も、すべての宿泊者にとって東京都のサービスの便益、あるいは都民生活にかかる負荷が同じなのだとすれば、負担額も同じです。ということになると、定額制になります。

あるいは、定額制のもう1つのメリットは、特別徴収義務者である宿泊事業者にとって、税額を計算しやすい、あるいは事務負担が少ないということがあると思います。しかし、やはり一番大きなメリットは、受益者負担もしくは原因者負担と、受益、原因の程度が合っているかどうかということです。

それに対して、定率制にメリットがあるとする、1番目は、逆に応益課税の観点から、高い宿泊料金を払っている人が高いベネフィットを得ているとすれば、そういう人たちからたくさんもらうべきだという話になるので、それが応益負担に合うことになります。

また、ある程度高い料金を払っている人には負担能力もあるから、その負担能力に応じた課税、いわゆる応能負担という考え方を採ることもできるという2番目のメリットがあります。

3番目として、宿泊料金は変動しますので、変動した時、定額制の場合はいちいち税率を変えなければいけないのですが、定率制の場合は変えなくても税収は料金に応じて変動することになります。また、特に税収を増やしたい場合に定額制だと限界があるので、ある程度払えるところまでしか税率設定できないのですが、定率制の場合であれば上限はないので、税収を増やしたいのであれば、その分だけ税率を上げれば、どんどん税収は増えます。

ということを考えると、それぞれメリットがあると思います。

それでは、実際の税率はどうかということですが、定額制を取った場合、今お話の

あったとおり、高額の宿泊が増加してくる場合に担税力に応じた負担を求めるとすれば、宿泊料金に応じて新たな税率を設定することが必要になります。

それから、定額制と定率制いずれの場合であっても、東京都のサービスがだんだん充実してきている、あるいは観光に関する施策がどんどん拡大しているということであれば、応益課税の観点から税率の引上げが課題になってくると思います。

先ほどお話があったとおり、観光産業振興費のうち、最初は半分程度を宿泊税で賄っていたはずなのに、今2割程度になっているということになりますと、東京都はどれだけ税収を得たいのかということが次に問題になるわけです。もし観光産業振興費の半分ぐらい欲しいということであれば、それに応じて税率を設定しなければいけないので、それが定額制のままでも可能なのか、それとも定率制に移行せざるを得ないのか。これも一つの判断の理由になるのかなと思います。

一般論として私が言えることは以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。続きまして高坂先生、お願いできますでしょうか。

【高坂先生】

定率制か定額制かという問題を考えるときは、日本の観光がダイナミックに動いているということに高い関心を持って税率の設定を考えていくのがいいのではないかと思います。

今、宿泊費をはじめとして観光関連の経費は上がっていますし、こういった高騰状態がいつまで続くかは未知数ですが、東京は世界的な観光関連の事業者にとって有望な投資先であるという意見も盛んに聞くところなので、今後も外資系を中心に大手のホテルチェーン、そして各チェーンが擁する複数のブランドの進出が引き続き見込まれるのではないかと思います。

幅広い価格帯の宿泊施設が東京には併立し、高価格帯のホテルも一般化する中で、宿泊料に決まった率をかける定率制は、納税する宿泊者の立場からするとシンプルで分かりやすいのではないかと考えています。

これに対して定額制のメリットとして、特別徴収義務者の方にとって非常に分かりやすい、利便性が高いという、その部分を捨てがたいところではございますが、東京都の場合は、比較的経営体力のある宿泊施設のシェアが高いとすれば、定率制の採用に伴う諸々のハードル、例えばの宿泊料単体の算出が難しいとか、そういった問題を克服することが比較的容易ではないかと楽観的に考えていますし、そういった先陣を都で切って、宿泊事業者が越えなければならない様々なハードルを越える手助けというのを東京都が積極的に行うことによって、状況に対応した課税方式である定率制

の採用に他の自治体もトライできる状況を作っていくことを考えることも重要な検討課題ではないかと思います。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。続きまして、小林先生よろしくお願いします。

【小林先生】

池上先生の方で大体整理して頂いたところもあり一部重複になりますけども、受益者負担あるいは原因者負担を課税根拠として宿泊税を課すのであれば、やっぱり一律定額制が最もシンプルで分かりやすいということになるかと思います。説明もしやすいですね。

多段階定額制、免除も含めてですけども、多段階定額制や定率制というのは、担税力に応じてという話もありましたけど、応能負担の要素を組み込んだものになると。宿泊料金が低いほど受益も多いという因果関係を示すのは難しいかなと思います。そういうこともあり得るんじゃないんですけど、でも個別のホテルでいい思いをするのは宿泊料金に含まれているわけですから。そういう意味で宿泊税まで高くする必要があるのかという話にもなってきますので、そうするとやっぱり応益負担あるいは原因者負担が原則だけど、その中に応能負担を組み込んだ要素と捉えるのが適切なのかなと思います。

じゃあ応益負担、原因者負担のところに応能負担を組み合わせることが有りなのか無しなのかと言った場合、理論的には組み合わせる方がいいとか組み合わせてはいけないとかいうような明確な理論っていうのはそんなに示されていないですね。現実的なところで両方組み合わさっていることが多いという話になってきますので、教科書なんか見ると、そういうことがほとんど触れられていなかったり、あるいは応益負担って言いながら応能負担の要素が入っている、みたいなちょっと嫌味っぽい言い方をしている部分もあるんですが、その程度なので、それを組み合わせてはいけないっていう理論があるわけではないですし、あえて理論的に考えるとすれば、応益負担の中でも当然ながら担税力に差があるので、そういう意味で応能負担の要素も組み合わせるのがウェルフェアを高めるという意味では、有り得る組み合わせ方なんじゃないかなというふうに思います。

一方で応能負担を入れるとなると、今度はさっきと逆になってきて、一律の定率制が最もシンプルで分かりやすいという話になってきますので、どちらに重点を置くのかというところで、選択の幅が広がってくるのかなと思います。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。続いて塩谷先生、お願いいたします。

【塩谷先生】

東京都の宿泊税は、おそらく立ち上げの段階ではシステム化がやりきれないっていうような、小規模な宿泊施設などに配慮して、おそらく定額制を取ったんじゃないかと思うんですけども、現状、会計システムも導入が進んでいますし、様々な税にも対応できるようなシステムになってきていると思いますので、おそらく定率制という形を組み込むのは昔に比べるとかなりハードルが下がってきてるんじゃないかなという気がいたします。

それから民泊ですと、フロントがきちっとなくて、何人泊まったかわからないみたいな施設もありますので、その時に税額の算出がやりにくいという、そういう場合に定率制のほうが、宿泊費に掛け算すればいいということでやりやすいというところもあるのかなというふうに思います。

じゃあ定額制と定率制どちらがいいかということで言うと、先ほどから議論あるように、応益原則と応能原則、どちらが正しいというわけでもなくて、本当に教科書によって書いてあることが違うっていう世界なんです。

ただ、税の負担と受益はイコールである必要はないっていう、税方式のメリットでもありますので、担税力という観点からいけば、応能原則を組み込んでいくという方が、おそらく税収を一定額を取っていくという観点からも望ましいかなと考えます。

従って、どちらかと言うと定率制か、もう少し多段階での定額制が妥当かと思います。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。それでは塚本先生、よろしくお願いいたします。

【塚本先生】

先ほど池上先生が整理して頂いたとおりかと思いますが、定額多段階制だと徴税協力費用が小さくなるというメリットがあると思います。また、定額制の場合はデメリットとして、高額な宿泊料金ほど宿泊料金に対する税額の比率が小さくなりやすい傾向になってしまうので、これを不公平と感じる人もいると思います。段階制だとブラケットの区切りで料金設定の集中が起きやすく、中立性に響くのでは、と思います。

一方、定率制ですが、税率そのままに宿泊料金が高くなったり安くなったりするところで、連動して税収が伸長するのはメリットですね。宿泊税の導入から1.4倍以上宿泊料金が増えたというところ、または今後宿泊料金が高くなるというアンケ

ート結果も資料にありましたので、こういったことにも対応できると。

定率制は宿泊料金に対する税額が一定割合になるのは当たり前ですが、一部屋あたりでも同じ税額になって、そういう意味では、定率制の方が徴税協力費用が小さくなると思います。

これは私が心配性かもしれませんが、一般的にパッケージ料金で宿泊料金が明示されていないのですが、定率制の場合に宿泊料が明らかになると、宿泊者にとっては自分の室料を知ることになるので、それについて業者さんがどう思うかも心配しています。

税は財源調達が目的なので、必要な金額に応じて税率設定される。そうすると、担税力を考慮した時に一律定額で同じ金額を負担してもらうというのはかなり難しいと思うので、そういう意味では定率制の方が望ましいのかなと思います。

それと、観光客が自分で用意できる、我慢できるみたいな理由で LCC を選ぶ人、またはフルサービスのキャリアの飛行機を選ぶ人がいます。同じように、観光者には、行政から案内されなくても混雑ポイントをスマホで自分で探せるとか道路の景観やゴミをあまり気にしないという人もいると思うので、人によって行政サービスの評価が違うと思います。そうすると、宿泊者が受ける行政サービスの違いにある程度の差が出るという意味では、高いホテルに泊まる人は、行政サービスの評価が高いので、結果的に宿泊税が高いということにも説明がつくのかなと思いますが、一方その違いも限度がありますので、もし定率制にした場合は、定額で上限を設けるとか、何泊までを上限とするといった配慮も必要かと思います。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。それでは矢ヶ崎先生、お願いできますでしょうか。

【矢ヶ崎先生】

一律定額制、定額段階制、定率制、先生方ご指摘のとおり、どれも理論的には OK でどれも有り、ということが実態ですね。ですから、東京都は何を大事にしてどれを選んでいくかっていうところの考え方がしっかり整理されていれば、どれでもいいのかなと思います。

ただ、私がこれまで感じていることについて申し上げさせていただきたいのですが、一律定額制の場合は宿泊者の数と一律定額の額を掛け算ですので、得られるであろう税額の予測をしやすいというところが 1 つあるということですね。

それから、高額な宿泊料金を払っている方に 200 円は大したことないかもしれませんが、もっと低い料金の場合は 200 円の割合が大きくなるという、安価な宿泊料金を支払う旅行者にとって負担を感じやすいというところがあります。

それから、定率制は応能負担に近いんですけれども、高額の宿泊施設が多いところ、まさに今の東京都だと思いますけれども、こういったところでは税収が増えるということですね。

一方、ホテルの宿泊料金をご存知のとおり、レベニューマネジメントで価格が変動いたしますので、税収額の予測がおそらく一律定額制よりは難しいだろうということはあるかと思います。

定額多段階制、これは折衷案みたいなところがあって、一見便利そうなんですけれども、例えば欧州のように宿泊施設のランキング、星の数に応じて多段階とか、明確な段階であれば納得性も高いと思うんですけれども、日本では、段階をどのように設定するのかということが、やっぱり工夫が必要かと思います。

私自身は、税には、分かりやすいということ、シンプルがとても大事だと思いますので、一律定額制か定率制が望ましいと思いますが、ただ、どちらかと言うと、今マーケットが非常に動いているということを前提として、東京都の中には多様な価格帯の宿泊施設が大変多くあるということ。それから行政需要もマーケットの動きに合わせて、おそらく行政がやらなければいけないことが増えてくるだろうということ。そういうことを考えますと、一定の税収が欲しいなというところもありまして、シンプルかつ一定の税収をいただけそうな定率制が当面は望ましいのではないかなと考える次第です。

負担水準につきましては、過重な負担を求めることはもちろん論外なんですけれども、負担水準を考えるためには、まず宿泊税を充当すべき行政需要がどれぐらいあるのかということが明確にならなければいけないのではないかな、その行政需要に対してどのような財源を充てていくのか、その中で宿泊税はどの程度望ましいのか。このあたりまで出てくると、おのずと方向も決まってくるのではないかなと考えています。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。それでは経済同友会様、お願いいたします。

【経済同友会 藤井部長】

繰り返し出ているところにもなるんですけれども、課税方式や負担水準を考えるにあたっての基本として、定額制はどの価格帯の宿泊であったとしても、宿泊者が行政サービスに課す負担は同等であるという応益負担の考え方に基づいているのかなと思います。

一方で、先ほど来、申し上げていますとおり、これから観光振興であったり、産業振興といった政策目的を達成していくという観点に立つと、応益負担よりも宿泊者の

経済的能力に応じた応能負担という形で議論を進めていくのが良いのではないかと思います。

その上で、定額制、定率制に関するメリット・デメリットということなんですけれども、既にお話も出ましたとおり、定額制のメリットは、金額計算が明瞭であり徴収業務が容易であるということ。一方で、デメリットとしましては、定額制も含めた定額多段階制の時に顕著になるのかと思いますけれども、特に高価格帯で課税額が切り替わる前後の、宿泊料金の価格形成に影響を及ぼしてしまう、市場に歪みを生じさせてしまうという懸念と、物価変動への対応が難しいという点。そのため、ダイナミックプライシングによる価格設定時には、宿泊者から見ると、税額が分かりにくいというデメリットがあるのかと思います。

もちろん定率制に関しては、既にお話のあった、宿泊料金、宿泊食事付きプランパッケージみたいな時に、宿泊料金をどういうふうに出すかといった事務手続の負担の難しさもございますけれども、一方で価格変動への対応が容易であり、応能負担に繋がってくるというメリットがございます。

東京都が当初宿泊税を導入されてから今までの歴史を振り返ると、かなりの期間がデフレ下で、物価水準が上がらないという状況にあったので、あまり価格が恒常的に上昇していくことを懸念する必要はなかったかと思いますが、ここ数年はインフレ基調に経済が転換しておりまして、今後もインフレによる物価上昇が懸念されるという状況でありますため、都度細かく定額制を見直していくというのはなかなか現実的ではなく、定率制が経済同友会としては望ましいのではないかと考えています。

その上で、どの程度の水準がいいのかというところですが、例えば海外、アメリカのフロリダ州やハワイ州など、定率制によって10%を超える税率を導入しているところもございます。

一方で、日本国内で定率制を導入しているのは倶知安町のみであり、倶知安町の水準は現在2%です。また、定額制で導入されているところを単純に1万円あたり100円を税率として置き換えてみますと、1～3%といったようなところに収まってくる。こういったことを考えますと、あまり激変を国内では生じさせないようにしつつ、一方で海外も水準に近づけていくという観点から、3～5%ぐらいの水準が、現実的には妥当な定率制の水準として求められるレベル感ではないかと考えています。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。一律定額、それから定率など、それぞれについてメリット・デメリットもご意見頂戴いたしました。ありがとうございました。

それでは次に、課税対象と課税免除についてです。

現在、都では、一人一泊あたり1万円未満の宿泊に関しましては課税免除としてお

りまして、修学旅行などでも利用される低廉な宿泊に配慮しているところです。

一方、他自治体におかれましては、修学旅行生など、いわゆる人的要件に基づいた課税免除というものも設けていらっしゃる事例もございます。また簡易宿所、民泊の利用者様につきまして、都以外の自治体では課税対象としているところです。課税対象と課税免除につきまして、それぞれご意見を頂戴できればと思います。

それでは池上先生、よろしくお願いいたします。

【池上先生】

まず課税対象となる宿泊施設について、確かに最近、簡易宿所あるいは民泊の増大ということで、宿泊施設が増えていると思います。そう考えたときに、いわゆる課税の公平性あるいは応益課税の観点、両方から見て、基本的には全ての宿泊施設への宿泊を課税対象とすることが適当だと思います。

現実にはそれをやった時に、他の団体ができているのだからできるという考え方もあると思いますが、実際にそれができるかどうか私自身は把握しておりません。先ほどお話があったとおり、民泊における宿泊管理あるいは事務体制の問題、あるいは公平な賦課徴収を行うために課税庁である都がどれだけの徴税コストをかけるのかということを考えなければいけないと思います。そういうことを含めた上で考えるべきです。

それから課税免除について2つの観点があって、1つは宿泊料金の金額で免除しているというケース。これは、東京都、大阪府がそうですね。これも確かに、応益課税の観点からすると、なぜ金額で免除するのかという問題になってくるわけです。定率制になってくると、その問題はあまり大きくないので全部課税することも可能かと思うのですが、定額制の場合は、先ほどお話がありましたとおり、修学旅行のような料金の低いものについて、課税しなくてもいいのではないかという趣旨で免除しているという考え方もあり得るわけです。

だから考え方としては、料金で課税免除するのか、それとも宿泊の目的で課税免除するのか、あるいはどちらも考えないか、その3択になると思います。東京都の場合は、現状は料金で免除している。

逆に、料金で課税免除を設けないけれども修学旅行費は免除するという考え方もあるのですが、ではなぜ修学旅行だけなのかという次の問題が出てくるわけです。例えば、障害者の方が宿泊される場合に免除ということをやっている国もあるようですので、そうするといろいろなケースを考えなければいけないことになってきます。なかなかそういうところでは公平が保てない。

むしろ修学旅行は教育制度の問題ですから、そちらの方で補助を出せばいいのではないかとということで、宿泊税で面倒見る必要はないだろうという考え方もあるわ

けです。そうすると、どちらかということになる。もちろんどちらも見ないということで、全部かけるということもできるのですが、その場合、さきほどの民泊も含めて、特別徴収義務者つまり宿泊事業者の事業コスト。それから課税庁の徴税コストの問題。それがあまり問題ないということであれば、課税対象はなるべく広げていくことが望ましいと思います。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。それでは高坂先生、お願いできますでしょうか。

【高坂先生】

宿泊者の方が、都内の市区町村が提供する公共サービスを消費しているというのが、宿泊税を徴収する大きな根拠と考え、宿泊者は同列と見て、簡易宿所、民泊を含めて課税をすることが原則ではないかと考えています。

東京都が宿泊税を導入した際は、先ほど塩谷先生からもご指摘ございましたけれども、システムの問題が大変だとか、民泊は今のよう普及しておりませんでしたし、そういった事情が大きく関係していたのではないかと思います。

あと、当時主要な納税者は地方から東京へ出張で出てこられる方が多くて、仕事で行って、東京は税収だってすごく多いのに、なんで自分たちから取るんだということ非常に反発があったように記憶しています。ただ、今はそういった事情が変わってきた部分があります。インバウンドの観光目的の方が非常に増えている。今では、宿泊税の納税者の50%を超えているような状況にあるということですとか、民泊が宿泊施設の非常に有力な選択肢となった。その中で、様々なバリエーションが出てきて、一定程度高級な民泊なども出てきていると。

それから、システム的な問題というののもかなり解決できているということも考えますと、課税対象を広げていくということが、見直しの方向性としては望ましいかなと思います。

そう申し上げておきながら、課税免除、特に公的な目的に沿った課税免除について、私は検討の余地があるかなと思います。特に修学旅行のような、社会的な意義が認められる分野については、課税免除とすることに対して、納税者、それから都民、利用者のいずれにおいても、納得が得やすいのではないかと考えています。

池上先生からご指摘のありました、身体障害者のような方について、私も思いが至っておりませんでしたので、目的による免除ということであれば、そういった分野にも目配りをする必要はもちろんあると思いますけれども、修学旅行だけとってみましても、修学旅行の持っている意義というものも依然として非常に大きいということを考えると、その東京都のような修学旅行の方がたくさんおいでになるところが課税免

除という対応をとるとということも一つの選択肢として非常に有効ではないかと思えます。

具体的な税制設計においては、免除対象、例えば高校生までにするのか、中学生までなのか、それとも大学生まで含むのかということですか、旅行以外のその目的を例えばその体育祭であるとか文化系イベントなどでの参加なども含めるのかとか色々幅広く議論をし、そして関係者の納得と合意を得ながらというプロセスもまた非常に重要だろうと考えています。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。続きまして小林先生、よろしくお願いいたします。

【小林先生】

課税対象、これは要するに簡易宿所及び民泊を課税対象に含めるべきかどうかということかと思いますが、既にお話あったように、一種の水平的公平性の観点ということになるかと思えます。同じ地域内で同じ宿泊料金で泊まるのであれば、同じ税負担をするのが、水平的公平の観点から望ましいと考えられます。宿泊形態によって負担に差を設けるべきではないということになるので、どちらも簡易宿所や民泊についても同様に課税すべきというのが大原則ですね。徴税コストの問題なども考えれば色々バリエーション広がってきますが、それが基本的な考え方になると思います。

それから、課税免除についても、金額か目的かという話ありましたが、これも要は応能負担の側面を考慮して定額に対する免除、それから修学旅行や身体障害者の話もありましたが、政策的な配慮という面での免除。大きく2種類あるかと思うんですけども、いずれの場合も、物価上昇で宿泊料金が全体的に上がっていくという時に、じゃあ免税点はどこにするのかという問題が生じます。定率制のメリットはそういうところ気にしないでいいという話ですが、一方で、修学旅行を含む公益性への配慮という観点については、修学旅行だったら教育政策の仕事という考え方も当然あります。あるいは、高坂先生からあったように、いわゆる修学旅行だけでいいのか、高校・大学とか、それから文化祭、イベントでの教育旅行、あるいは部活・サークルの合宿とか、そういうものまで配慮するのかという話にもなってきますので、配慮するということであれば、それは補助金・助成金のような形で対応できる話ではあるので、必ずしも税制の中でやらなくてもいいのではないかという考え方も当然あるかと思えます。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。それでは塩谷先生、お願いできますでしょうか。

【塩谷先生】

もうほとんど池上先生とほぼ同じ考え方でして、付け加えることもほとんどないんですが、原則は全施設課税すべきだと思います。徴収コストであったり、徴収漏れのリスクみたいなものがどう評価されるかということで変わってくる部分が出てくるのかなと思います。原則は定率制で、全施設対応とすべきかと思いますが、それが原則で、しかしもし諸々問題があった時にどうするかという話かと思っています。

免除については、一切やらないで補助金みたいなもので対応していくというやり方がスマートではあるかなと思います。

ただ、他の自治体も横並びで見た時に、東京都だけ修学旅行を免除しないのかっていう、そういう議論もあるかと思うので、そういう都のイメージ戦略の問題もあるかもしれませんので、これはもう東京都で決める問題なのかなと考えています。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。それでは塚本先生、宜しくお願いします。

【塚本先生】

まず課税対象ですが、公平の観点、それから負担分任の原則から宿泊施設の形態にかかわらず全ての宿泊者を対象とするのが望ましいと思います。これは他の先生方と同じ考えです。

課税免除の話ですが、東京都の導入当初から一定の役割を果たしてきた1万円のラインがありますが、導入時に必要であった役割は評価しますが、今後この1万円のラインは改めるべきかと思います。つまり、宿泊者は安いホテルでも高くても、必ずしも観光じゃなくても東京都の公共サービスを利用しているので、1万円にかかわらず課税対象として、分かち合うべきかと思います。

じゃあ修学旅行生はどうするかという話題が出ていますが、これは社会政策的な配慮から、首都東京が関東圏内外の修学旅行先として選ばれている都の役割として、という理由によって、社会政策的観点から人的要件で免除っていうのは有り得ると思います。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。それでは矢ヶ崎先生、お願いできますでしょうか。

【矢ヶ崎先生】

これまでの先生方のご指摘に私も賛同するところが大変多くあり、旅館業法と住宅宿泊事業法の両方の法律で見ている宿泊施設全てから課税すべきではないかと思えます。

東京都の宿泊税の制度創設の際には住宅宿泊事業法はなく民泊を想定しなくても良かったと思えますけれども、今年7月のデータでしたか、東京23区の民泊の届出件数は廃業を除いても1万3000件強ということで、実に全国の約3割を占めるくらいの数があるということです。

また、簡易宿所についても民泊についても、多様な宿泊形態が生まれていますので、そういうところから漏れなく頂く方が、水平的な公平性としても良いのではないかなと思います。

ただ、ご指摘あったように、民泊に関しては徴税コストがかかりますので、そこについては具体的な現実の問題として、よくご検討されることが必要だと思います。

一方、他の地域で宿泊税導入の議論に参加をしていますと、旅館業法で営業許可をお取りになられているホテルや旅館の方々、ゲストハウスの方々からはですね、やはり民泊の方々からもしっかり徴収していただきたいと。そこは公平にやっていただきたいというようなお声をすごく頂くところがあります。

課税免除について、制度創設の時には、地方からの企業の出張を想定されていたと思いますが、いま企業は出張旅費の規定の見直しを進めているところがありますので、ビジネス客という意味での1万円未満の配慮というのは、現状に合わなくなっているのかなというところが事実としてあるかなということ。

私も修学旅行生等、修学旅行に限らず教育旅行に関しては優遇策があった方がいいと思いますが、やはり税の仕組みとしてはシンプルな方がいいと思いますので、宿泊税の仕組みの中で優遇をかけるのかどうかということは大いに検討の余地があるかと思えます。

別途、奨励のような支援策を教育分野で設けて、その合わせ技で、東京は非常に教育旅行の受入れに前向きであるという、そういうイメージを作っていくかどうかということの一つの政策の論点ですので、そこがクリアになってくるとおのずと見えてくるかなと思います。以上です。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。それでは経済同友会様お願いいたします。

【経済同友会 藤井部長】

課税対象、課税免除について、経済同友会として、この部分を深く掘り下げた議論を行っていないというところで、やや一般論になることもあります点をご承知おきい

ただければと思います。

まず、課税対象の件、一部のエリアでは、既に東京都からの報告もありましたとおり、民泊の宿泊単価がホテルと同等もしくはそれ以上といったところも現実が増えていくということ。また近年、宿泊税を導入した他の自治体では、民泊等も課税対象に含める傾向が強いこと。また、そもそも宿泊税の課税の客体が宿泊行為であるということも考えますと、旅館業法のホテル、旅館、簡易宿所や民泊のいずれであったとしても、課税対象として検討を進めていくのが望ましいのではないかと考えています。

課税免除につきましては、東京都が宿泊税を導入された 2002 年度の導入当初と比べますと、物価や宿泊費が高騰しているということ、またインバウンドの需要増加によって観光産業の状況は大きく変わっています。特に、他地域に比べて高価格帯のラグジュアリーホテルが増加している点や、宿泊料金が高騰しているといった点を考えますと、そもそもこの 1 万円という水準自体があまり適切ではないのかなということです。

もちろん、定率制を導入するという前提を我々は考えていますので、価格帯によって切るというのは、あまり適切ではないのかなということです。このあたりは、価格水準がどうこうというのも、むしろ公平・中立・簡素といった税の基本原則に立ち返って、極力シンプルでわかりやすい制度設計にしていこうという思想の方が大事なかなと思っている次第です。

もう一つの人的要件での課税免除について、もちろん島しょ部からの通院や修学旅行など、政策目的に照らして対応する必要があるというふうに考えます。

ただ、その際にも、どこまで宿泊税という枠組みの中で個別事情に対応して、課税免除の基準を設定していくかというのは非常に難しい問題でありますので、ここについては既に先生方でも指摘されていますとおり、公平・中立・簡素という税の基本原則に照らして宿泊税は設計し、その上で、様々な付帯的な措置を検討していくというのが、現実的には適切ではないかと考えている次第です。以上となります。

【小倉税制担当課長】

ありがとうございました。ここまで長時間にわたりまして、様々な観点から、多岐にわたるご意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。

ここで最後に、主税局長の武田よりご挨拶をさせていただきます。

【武田主税局長】

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

先生方にも様々な論点の中で、専門的な知見から幅広く示唆に富むご意見を賜りました。今後私どもは、皆様方からいただきましたご意見をもとに、さらに検討に活用

させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

【小倉税制担当課長】

次回は8月22日に東京都ホテル旅館同業組合様、東京都旅館協会様からご意見を頂戴する予定です。また、本日頂けなかったご意見につきましては、私どもの検討の中で、この論点についてのご意見を頂戴したいということで、文書等でお伺いをするところがあるかと思いますが、引き続きご意見・ご協力を賜れば幸いです。

それでは、本日の意見交換はこれにて終了させていただきます。お忙しい中、誠にありがとうございました。

《11:27 閉会》

以上